

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定されるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 受託者は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、この契約の履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 受託者は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、この個人情報取扱特記事項の遵守状況について、本市へ定期的に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 受託者は、本市の指示がある場合を除き、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は本市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受託者は、この契約の履行に当たって本市から引き渡された個人情報が記録された資料等を本市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7条 受託者は、この契約の履行に当たって本市から引き渡され、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに本市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、本市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8条 受託者は、この契約の履行に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第9条 本市は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約の履行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第10条 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うものとする。

(指示)

第11条 本市は、受託者がこの契約の履行に当たって取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12条 本市は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。